

文化部連合会規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は体育系団体を除く文化系団体より成立し、実践女子大学・実践女子大学短期大学部文化部連合会と称す。(以下これを文連と略す。)

(目的)

第2条 本会は本学の使命に則り、加盟団体の独立と自主性を尊重し相互の連絡と協力により、本学学生の文化活動を促進し、学生生活の充実と向上に寄与することを目的とする。本会は本部を渋谷キャンパスに置き、支部を日野キャンパスに置く。

(事業)

第3条 本会は前条の目的を達する為に次の事業を行う。

- (1) 講演会・研究発表会の開催
- (2) 加盟団体の主催する講演会・研究発表会、その他の活動に対する後援
- (3) 本会予算の加盟団体への分配
- (4) その他、目的達成に必要な事項

第2章 会 員

(会員)

第4条 本会は本学学生を以てこれを組織する。

(権利及び義務)

第5条 会員は次の権利と義務を有する。

- (1) 第2条目的達成の為、責任ある態度を以て本会活動に参加し、これに協力する義務
- (2) 本会所定の役員の選挙権及び被選挙権
- (3) 本会の運営について自由に意見を述べ、報告を請求する権利
- (4) 本会の会費を納入する義務及び決算報告を受ける権利
- (5) 本会の規約を厳守し、決議事項を完全に履行する義務
- (6) 渋谷・日野キャンパスいずれかの所属する学生大会に参加する権利と義務

第3章 機 関

(機関)

第6条 本会に第2条目的達成の為、次の機関を置く。支部にも同様の機関を置くが、あくまでも本部と密接に連絡をとりつつ活動する。

- (1) 文連総会
- (2) 文連会議
- (3) 常任委員会
- (4) 部長会議

第1節 文連総会

(文連総会)

第7条 文連総会は本会最高の決議機関である。但し、通常は文連会議がこれを代行する。

(議案)

第8条 文連総会は次の事項を議案する。

- (1) 本会の活動方針
- (2) 予算、決算の承認
- (3) 団体の加盟及び昇降格の承認
- (4) 本会の規約
- (5) 常任の承認
- (6) その他、本会目的達成の為の主要事項

(招集)

第9条 文連総会は次の場合常任委員により招集される。

- (1) 常任委員が必要と認めたとき
- (2) 文連会議が必要と認めたとき
- (3) 本会会員の1/10以上の要請があったとき

(成立基準)

第10条 文連総会は本会会員の2/3以上を以て成立し、その決議は出席者の過半数以上とする。

第2節 文連会議

(文連会議)

第11条 文連会議は本会最高の決定機関であり、加盟団体より選出された委員を以て構成する。

(招集)

第12条 文連会議は常任委員が次の場合招集する。

- (1) 常任委員の要請があったとき
- (2) 本会加盟団体1/4以上から要請があったとき

(成立基準)

第13条 文連会議は本会加盟団体過半数以上の出席によって成立する。(委任状は原則として認めない。

但し常任委員会が認めた場合はこの限りではない。)その決議は出席団体の過半数によって決定する。

しかし賛否同数の場合は議長の決するところによる。

第3節 常任委員会

(常任委員会)

第14条 常任委員会は本会最高の執行機関であり、本部、支部それぞれに4名の委員を置く。その構成は次の通りである。

- | | |
|------|----|
| 委員長 | 1名 |
| 副委員長 | 1名 |
| 会計 | 1名 |
| 監査 | 1名 |

本部は更に以下2名の委員を置く。

渉内・渉外 各1名

尚、委員は次の各事項を執行する。

- (1) 本会の予算案・決算報告を作成し、文連会議に提出
- (2) 本会に所属する団体の統轄
- (3) 文連会議の請求に基づく全ての事項の執行
- (4) 加盟団体の活動監査
- (5) その他、本会発展のために必要な事項

(委員選出)

第15条 常任委員は加盟団体の構成員より選出する。但し委員は1つのサークルから1名を選出する。

(常任委員を選出しないサークルは文連のメンバーとしての義務不履行の由にて除名する。)

(役員選出)

第16条 本部、支部の各役員は委員の互選により選出する。

(集会)

第17条 常任委員は原則として昼休み及び放課後に渋谷・日野キャンパスの各文連室に集まる。

(招集)

第18条 常任委員会は常任委員の要請があったとき、招集する。

(成立基準)

第19条 常任委員会は常任委員の2/3以上の出席により成立し、その決議は出席委員の過半数とする。

(任期)

第20条 常任委員の任期は4月1日から翌年3月31日までとし、次期委員の選出は年内に行い、それ以後は引き継ぎ期間とする。

第4章 本会加盟団体

(役員)

第21条 本会の加盟する団体は次の役員を渋谷・日野キャンパスいずれかに置かなければならない。

- (1) 部長
- (2) 副部長
- (3) 文連委員
- (4) 会計

(任期)

第22条 本会加盟団体の役員の任期は4月1日から翌年3月31日までとし、次期役員の選出は12月の文連会議で行う。それ以後は新旧役員の引き継ぎ期間とする。各団体は新役員の選出後直ちに新役員名簿を本部に提出しなければならない。

(提出物)

第23条 本会加盟団体は、次のものを常任委員会に期限を守って提出しなければならない。

- (1) 入部届
- (2) 講師登録証
- (3) 活動報告書(年4回)

(機関誌)

第24条 本会加盟団体で機関誌等を作成している団体は、活動拠点とするキャンパスに1部提出しなければならない。

(休部・復帰)

第25条 本会加盟団体で休部する団体は、その責任者名において休部要旨を記載し、活動拠点とする

キャンパスに提出した後、常任委員会の承認を以て仮除名とする。休部団体は休部後3年を以て本部より除名される。

又、休部団体が本会に復帰する場合は、活動拠点とするキャンパスにその旨を申し出て常任委員会の決議、文連会議での承認を受けた後に復帰することができる。

但し、年度途中で復帰した場合は、その年度中は分担金は受けられず、次年度から認められた予算金額の半額を受けるものとし、その後は認められた予算金額を受けることができる。年度当初から復帰した場合はその年度から認められた予算金額の半額を受けるものとし、その後は認められた予算金額を受けることができる。

(仮除名)

第26条 本会に関する会議等において3回以上欠席したサークルに対し除名の処置がとられる。(第13条内「委任状は原則として認めない。但し、常任委員会が認めた場合はこの限りではない」に基づく。)但し、これに該当するサークルは、1年間のうちに活動が本会に認められた場合、次年度より復帰するものとする。

(再加盟)

第27条 前年度降格し、本会から除名された団体で次年度より加盟を希望する団体は、活動拠点とするキャンパスに昇格願を提出し、常任委員会の決議、文連会議での承認、中央執行委員会での承認を受けた後、再加盟される。

(再加盟後の予算)

第28条 本会に再加盟した団体の初年度の予算は、認められた予算の半額であり、次年度は認められた予算全額を受けることができる。

第5章 加盟団体の会計及び監査

(会費)

第29条 本会の経費は学友会予算、部費、第6章第34条(2)項による年会費、その他収入をあてる。但し、年会費は本会以外の委員会の予算にはならない。

第30条 本会の会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

(予算)

第31条 会計年度の予算は、学生大会での予算案の承認を以て成立する。

(現金出納帳)

第32条 加盟団体は現金出納帳を設け全ての収支を記載し予算関係書類を保管する。

(監査)

第33条 加盟団体は年2回現金出納帳と領収証を常任委員会に提出し、常任委員の監査を受ける。領収証は常任委員会が保管する。尚、領収証は各団体名の明記されているものに限る。

第6章 院生及び教職員のサークル参加

(院生及び教職員のサークル参加)

第34条 大学院生及び大学・短期大学部教職員は、以下の手続きにより、文化部連合会に加盟する団体の活動の参加を認める。

- (1) 文化部連合会指定の書類の提出
- (2) 年会費2,000円の納入

(活動範囲)

第35条 活動は部活及びサークル活動を範囲とし、学友会行事における個人としての参加は認めない。

(返金)

第36条 一度納入された年会費の返金は行わない。

第7章 賞 罰

(懲戒処分)

第37条 この規約の定める義務に違反し、又、本会の秩序を乱した加盟団体及び会員については常任委員会及び監査会議で審議し、次の懲戒処分を行う。

- (1) 報告陳謝
- (2) 一定期間の活動停止
- (3) 一定期間の予算停止
- (4) 同好会への降格

但し、除名については常任委員会の決議を要する。

第8章 補 則

(細則)

第38条 今後、学友会規約の改正により本規約は一部変更する場合がある。

(改廃)

第39条 本規約の改廃は、常任委員会の議を経て中央執行委員会及び学生大会の承認を必要とする。

附 則

本規約は1985年4月1日から施行する。

附 則(2014年4月1日)

この改正規約は2014年4月1日から施行する。

附 則(2016年4月1日)

この改正規約は2016年4月1日から施行する。

附 則(2018年4月1日)

この改正規約は2018年4月1日から施行する。